

厚労省は1月29日午前、2016年度の公的年金の支給額を2015年度と同じ水準に据え置くと発表した。

満額で受給する場合、国民年金では2015年度と同じ月6万5008円で、厚生年金は夫婦2人のモデルケースで月22万1504円(2015年度比3円減)となる。年金額は賃金や物価の変動率に応じて毎年度改定される。基準となる過去の賃金変動率がマイナス0.2%となった一方、物価の変動率はプラス0.8%だった。

現役世代の賃金が減ったものの、物価が上がったことから、支給減の改定率はプラスマイナスゼロとなった。

このため、賃金や物価が上昇した場合に年金の支給額を抑制する「マクロ経済スライド」は、2015年度は発動されないこととなった。マクロスライドは2015度に初めて実施されたものである。